

令和6年4月から

容器包装プラも！製品プラも！

プラスチックはまとめて 「プラスチック類指定袋」へ

海洋への流出や、焼却時に二酸化炭素を排出することなどから、プラスチック資源を適切に処理し、資源利用する取組みの重要性が高まっています。西天北五町衛生施設組合では、限りある資源を有効に活用するため、令和6年4月から「製品プラスチック」を含む、プラスチック資源の一括回収を開始します。分別収集にご協力をお願いします。

一括回収のポイント

- ◎令和6年4月1日（月）以降の資源収集日から回収します。
- ◎収集曜日に変更はありません。
- ◎「プラスチック類指定袋」に、製品プラスチックも一緒にいれて、ごみステーションに出すことができます。

製品プラスチックってどんなもの？

- ◎洗面器や歯ブラシ、ハンガー、CDなど、プラスチック素材でできている製品です。



※ 詳しくは、3月に配布するガイドブック改訂版をご覧ください。

裏面もご覧ください

プラスチック一括回収とは？

容器包装プラスチック



このマークが目印



今までの対象

製品プラスチック



新たに対象となるもの

プラスチック類指定袋



プラスチックを
まとめて袋へ



注意！下記の製品はプラスチックとして回収できません。

危険性

- ①発火、爆発の危険性があるもの
(例 充電式電池、電子タバコ、ガスボンベ、ライターなど)
- ②刺さったり、切れたりするもの
(例 刃物、針などがついているもの)
- ③感染性があるもの
(例 点滴バック、チューブ、カテーテルなど)



大きさ

- ④指定袋の結びしろを結んで閉じることができない
(袋におさまらない) 大きさのもの。
袋に入らない場合は粗大ごみです。



性質・形状

- ⑤金属やゴムなどプラスチック以外の素材が使用されている。
- ⑥汚れが著しく付着しているもの



入れてはいけない物 例として



小型家電



ペットボトル



ライター



バッテリー内蔵品
(電池)



ボールペン
マーカーペン



化粧品

それぞれの出し方はガイドブック改訂版をご覧ください。

発泡スチロール・白色トレイ



発泡スチロール（白色）や白色トレイは、「白色トレイ指定袋」で、袋に入らない箱等は紐で縛って出して下さい。色つきの物は「プラスチック類指定袋」で出してください。